

平成30年度決算検査報告における遺棄化学兵器処理事業の不当事項について



令和2年2月26日(水)
第20回遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議

1. 不当事項の概要

内閣府は、平成26年度から平成29年度の各年度に、株式会社JPM(以下「委託業者」という。)との間で「中国遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄処理事業に関する施設建設支援等業務」等4契約を締結している。

委託業者は、本契約に係る業務のうち、中国国内に所在する要員宿泊施設の運営に係る支援について、調理指導員を現地に派遣し、要員宿泊施設で提供する食事を調理する現地職員に対して日本食の調理指導等を行う調理指導業務を実施することになっているが、自社で調理指導員を雇用していないため、本業務を日本国内で旅館業務を営む株式会社坐漁荘(以下「再委託先」という。)へ再委託して実施していた。

委託業者が内閣府に対して請求する本契約に従事する社員(直接雇用者)の人件費は、給与等の支払額を基に委託業者が定めた日額単価に従事した日数を乗じて算定することとしていた。

しかし、委託業者は、調理指導業務に係る人件費について、社員(直接雇用者)に係る算定方法により約3,450万円と算定し、これに係る間接経費等を委託費に含めた精算報告書等を内閣府へ提出し、内閣府は、これを審査して、報告された額と同額を委託費の額として確定して支払っていた。

一方で、委託業者から再委託先へ支払われた実際の金額は約1,400万円であり、社員(直接雇用者)に係る算定方法による人件費との差額及びこれに係る間接経費等を含めた開差額約4,740万円が不当事項として過大な支払と認められたもの。

委託契約書では、業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ内閣府の承認を必須としていたが、本件ではこの手続きがされておらず、内閣府は再委託された事実を認識できていなかった。
また、経費精算における再委託の取り扱いについては、委託先が再委託先へ実際に支払った額を内閣府が支払うこととしている。

2. 問題点

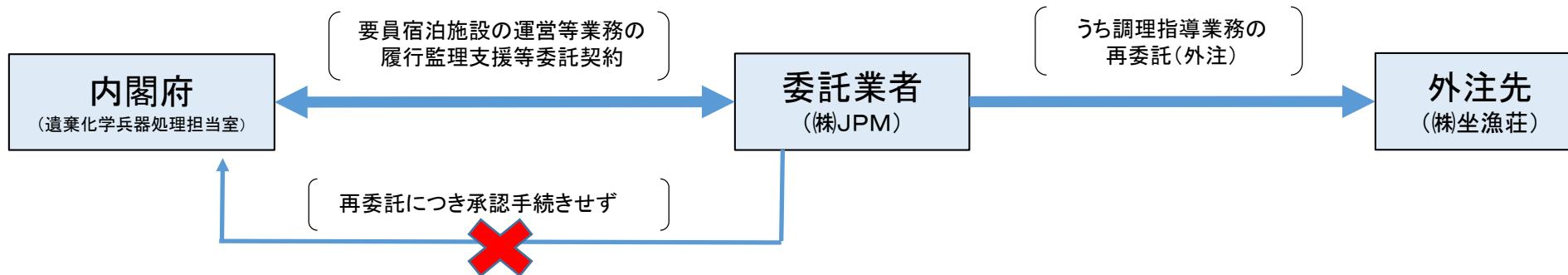
- ・委託業者が再委託の手続きをしなかった原因は、当該調理指導員が自社の管理の下で業務を行っていることなどから、社員(直接雇用者)と同様な扱いであったため再委託との認識がなかったことによるものである。
- ・内閣府においては、提出される精算報告書等や個別業務の履行体制の確認のみならず、雇用関係についても確認するなどの検査が十分ではなかった。

3. 再発防止策

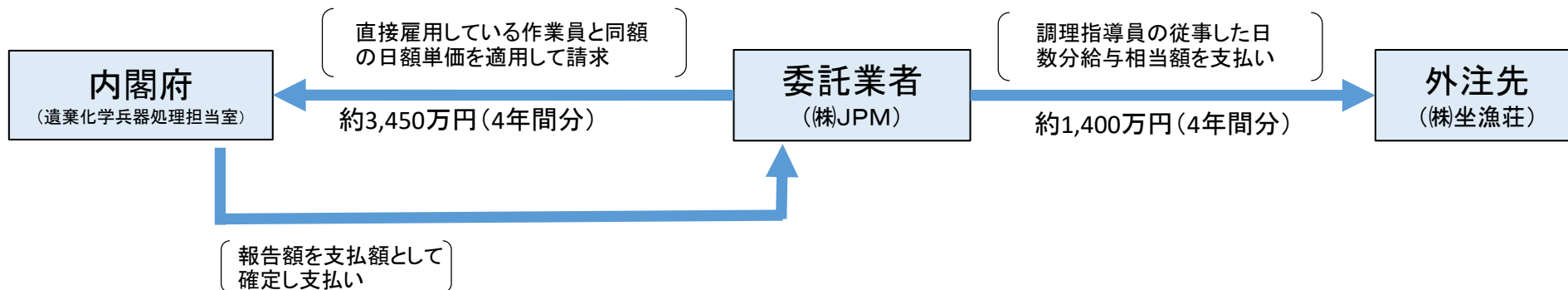
- ・委託業者に対し、業務の一部を第三者に再委託する場合の手続等について、改めて周知徹底を図る。
- ・委託業者に対し業務履行期間中における業務従事者の雇用関係の検査、確認の徹底を図る。

平成30年度決算検査報告における遺棄化学兵器処理事業の不当事項について
 「中国遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄処理事業に関する施設建設支援等業務委託契約」
 等4契約(H26'～29'までの4力年)

【契約時】



【精算時(調理指導業務)】



(不当事項)
 過大な支払い約4,740万円(間接経費を含む約4年間分)

【問題点】

- ・委託業者:委託費の算定に関する理解が不十分
- ・内閣府:委託費の額の確定に係る審査及び確認が不十分

【再発防止策】

- ・委託業者に再委託する場合の手続等について周知徹底
- ・業務従業者の雇用関係の検査、確認等の徹底